

発議案第3号

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和元年6月28日提出

提出者 北上市議会教育民生常任委員会
委員長 三宅 靖

提案理由

被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続を求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難となった子どもを対象に、当初は、平成26年度までの間に必要な就学支援を行うことができるよう創設され、平成27年度からは、基金方式ではない「被災児童生徒就学支援等事業交付金」として支援が継続されてきました。

交付金による支援を受けている子どもは全国に及び、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

よって、国及び政府関係機関においては、令和2年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和元年6月28日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣